

既成宅地防災工事資金 の融資のご案内

京都市都市計画局都市景観部開発指導課

1 既成宅地防災工事資金融資制度とは

この制度は、京都市内の災害発生のおそれのある宅地について宅地防災工事（擁壁、排水施設の設置、改善など）を行う方に、工事に必要な資金を融資する京都市独自の制度です。

融資は、京都市が金融機関（京都銀行・京都中央信用金庫）にあっせんし、金融機関が行います。

2 融資を受けることができる方

次のいずれかに該当する方で、宅地防災工事を行うための資金の調達が困難であり、かつ、返済能力のある方が融資を受けることができます。

- (1) 土地の所有者
- (2) 土地の所有者と生計を一にする世帯主（これに準じる方を含みます。）
- (3) 借地権者

※ 土地売買を業とされる方が、営利目的で所有している土地については、融資を受けることができません。

※ 住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資（以下「機構融資」という。）を受けることができる方は、機構融資の申込みを先にさせていただかなくてはなりません。

3 融資金額

融資金額は、宅地防災工事に必要と認められる額の90パーセント以内です。ただし、600万円を超えることはできません。

なお、宅地防災工事について、併せて機構融資を受けられる方は、宅地防災工事に必要と認められる額の90パーセントに相当する額から機構融資額を差し引いた額の範囲内となります。

4 融資の条件

融資の条件は、次のとおりです。

利 率	年1.56%（個人）1.43%（法人） （令和7年度融資決定分） ※利率は年度により異なります。
返 済 期 間	融資金額が100万円以下のとき 最長10年 融資金額が100万円を超えるとき 最長15年

返済方法	月賦返済（元利均等方式又は元金均等方式） ボーナス返済（年2回）を併用することもできます。
担保	次の両方が必要です。ただし、融資金額が100万円以下のときは、原則として②は不要です。 ① 連帯保証人1名（連帯保証人がいない方は、住宅ローン保証保険契約又は保証委託契約を締結してください。） ② 物的担保（抵当権の設定など）

5 融資申込みの必要書類

融資の申込みには、次の書類が必要です。

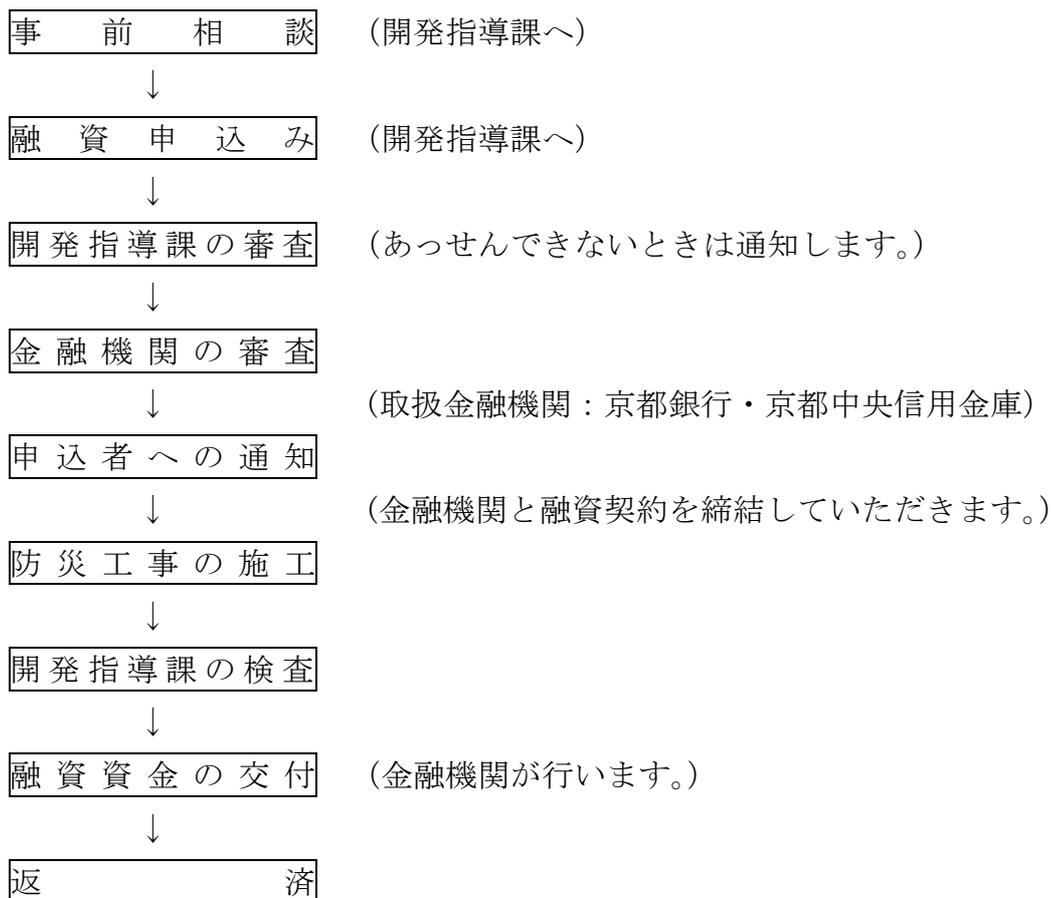
- (1) 既成宅地防災工事資金融資あっせん申込書（第1号様式）……………1部
（用紙は開発指導課でお渡しします。）
- (2) 土地登記事項証明書又は借地契約書の写し……………1部
- (3) 申込者及び土地所有者の住民票抄本又は住民票記載事項証明書…1部
（いずれも、世帯主及び続柄の記載のあるものに限ります。）
* 申込者が土地の所有者又は借地権者である場合は不要です。
- (4) 申込者及び連帯保証人の収入を証する書類……………1部
（源泉徴収票、確定申告書の写しなど）
- (5) 宅地防災工事の設計図書……………2部
- (6) 担保とする不動産の登記事項証明書及び固定資産税評価証明書…1部
* 不動産を担保としない場合は不要です。
- (7) その他開発指導課が指定する書類

6 融資申込みの方法

京都市都市計画局都市景観部開発指導課（京都市役所内）に申込書類を提出してください。申込みはいつでも結構です。

なお、融資申込みをされる前に、宅地防災工事の内容等について開発指導課に相談してください。

7 融資手続の流れ



この融資制度についてのお問い合わせ、ご相談は、

京都市都市計画局都市景観部開発指導課へ

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市役所内 ☎ (075) 222-3558 FAX (075) 213-0156